

保 育 課

議案第60号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正
する条例について

区の認可保育園等における第1子の基本保育料を無料とするため、港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正します。

1 改正理由

区では、0歳児から2歳児までの第1子の基本保育料を世帯収入に応じて徴収していますが、子育て世帯の経済的負担を軽減し、都内の少子化対策を推進することを目的として都が実施する第1子の基本保育料の無償化を受け、区の認可保育園等における第1子に係る基本保育料を無料とします。

2 改正内容

第1子に係る基本保育料を無料とします。

3 施行期日

令和7年9月1日（令和7年9月分以後の基本保育料から適用します。）

港区立認定こども園条例新旧対照表（第一条関係）	
改正案	現行
（目的） 第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づく認定こども園の認定を受けた保育所として、小学校就学前の子ども（第八条第五項各号を除き、以下「子ども」という。）に対する保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図るため、港区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （中略） （基本保育の実施） 第六条（略） 2（略）	（目的） 第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づく認定こども園の認定を受けた保育所として、小学校就学前の子ども（<u>第六条第四項各号及び第八条第五項各号を除き、</u>以下「子ども」という。）に対する保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図るため、港区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （中略） （基本保育の実施） 第六条（略） 2（略） 3 <u>区長は、基本保育を実施した子どもについて、当該子どもの扶養義務者から、保育必要量が一日当たり十一時間までの区分に該当する子どもにあつては別表第一に定める費用、一日当たり八時間まで</u>

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者 2・3 (略) 第七条 (略)	3 基本保育の実施に要する費用及び基本保育を実施した子どもに対する食事の提供に要する費用は、無料とする。 (延長保育の実施)
4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者 2・3 (略) 第七条 (略)	5 基本保育を実施した子どもに対する食事の提供に要する費用は、無料とする。 (延長保育の実施) 4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者の区分に該当する子どもにあつては別表第二に定める費用（以下これらの費用を「基本保育料」という。）を徴収する。 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料は、無料とする。 一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。第八条第五項第一号において同じ。）のうち最年長者以外の全ての小学校就学前の子ども 二 当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。）が七万七千百一円未満である生計を一にするひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。第八条第五項第二号において同じ。）に属する全ての小学校就学前の子ども（前号に該当する場合を除く。）

から、別表第一に定める費用（以下「延長保育料」という。）を徴収する。

（幼児教育の実施）

第八条（略）

2・3（略）

4 区長は、前項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた保護者から、別表第二に定める幼児教育に要する費用（以下「幼児教育保育料」という。）を徴収する。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る幼児教育保育料は、無料とする。

一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち最年長者以外の全ての小学校就学前の子ども

二 当年度分（四月分から八月分までの幼児教育保育料にあつては、前年度分）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第二備考二に規定する所得割課税額をいう。）が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十条各号に掲げる者である世帯をいう。）に属する全ての小学校就学前の子ども（前号に該当する場合を除く。）

6・7（略）

から、別表第三に定める費用（以下「延長保育料」という。）を徴収する。

（幼児教育の実施）

第八条（略）

2・3（略）

4 区長は、前項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める幼児教育に要する費用（以下「幼児教育保育料」という。）を徴収する。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る幼児教育保育料は、無料とする。

一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等のうち最年長者以外の全ての小学校就学前の子ども

二 当年度分（四月分から八月分までの幼児教育保育料にあつては、前年度分）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第四備考二に規定する所得割課税額をいう。）が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等に属する全ての小学校就学前の子ども（前号に該当する場合を除く。）

6・7（略）

(預かり保育の実施) 第九条 (略) 2・3 (略) 4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第二に定める預かり保育に要する費用(以下「預かり保育料」という。)を徴収する。	(預かり保育の実施) 第九条 (略) 2・3 (略) 4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める預かり保育に要する費用(以下「預かり保育料」という。)を徴収する。
(中略)	(中略)
(一時保育の実施) 第十二条 (略) 2・3 (略) 4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第三に定める一時保育に要する費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。	(一時保育の実施) 第十二条 (略) 2・3 (略) 4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第五に定める一時保育に要する費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。
(延長保育料等の納付等) 第十三条 扶養義務者又は保護者は、延長保育料、幼児教育保育料、預かり保育料及び一時保育料(次項において「延長保育料等」という。)を、区規則で定めるところにより、納付しなければならない。	(基本保育料等の納付等) 第十三条 扶養義務者又は保護者は、基本保育料、延長保育料、幼児教育保育料、預かり保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を、区規則で定めるところにより、納付しなければならない。
2 区長は、特別の事由があると認めるときは、延長保育料等を減額	2 区長は、特別の事由があると認めるときは、基本保育料等を減額

し、又は免除することができる。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (略)

別表第三 (略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第六条第三項及び第十三条の規定は、令和七年九月分以後の改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育の実施に要する費用(以下この項において「基本保育料」という。)から適用し、同年八月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

し、又は免除することができる。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三 (別紙のとおり)

別表第四 (略)

別表第五 (略)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第三条、第六条及び第八条の規定は、令和七年九月分以後の改正後の条例第三条に規定する費用（以下この項において「基本保育料」という。）から適用し、同年八月分までの基本保育料については、なお従前の例による。	
---	--

(現 行)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）	
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1 当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,200	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,700	0
	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,500	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,200	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,100	0
	4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,000	0
	5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	19,800	0
	6 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	22,100	0
	7 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	24,500	0
	8 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	26,900	0
	9 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,800	0
	10 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	30,700	0
	11 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	33,000	0
	12 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	35,900	0
	13 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	40,100	0
	14 A階層を除き当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	43,000	0

D	<u>1 5</u>	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>45,800</u>	<u>0</u>
	<u>1 6</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>48,200</u>	<u>0</u>
	<u>1 7</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>50,600</u>	<u>0</u>
	<u>1 8</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>53,400</u>	<u>0</u>
	<u>1 9</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>56,300</u>	<u>0</u>
	<u>2 0</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>59,100</u>	<u>0</u>
	<u>2 1</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>61,900</u>	<u>0</u>
	<u>2 2</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>64,800</u>	<u>0</u>
	<u>2 3</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>67,600</u>	<u>0</u>
	<u>2 4</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>70,500</u>	<u>0</u>
	<u>2 5</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>73,300</u>	<u>0</u>
	<u>2 6</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>76,200</u>	<u>0</u>
	<u>2 7</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>78,100</u>	<u>0</u>
	<u>2 8</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>80,000</u>	<u>0</u>
	<u>2 9</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>81,900</u>	<u>0</u>
	<u>3 0</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>83,800</u>	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分			徴収月額（子ども単位）	
階層区分	定 義		3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による支援給付を受けている者の属 する世帯		円 0	円 0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割の みの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円未満である世帯	2,100	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円以上50,000円未満である世 帯	2,600	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が50,000円以上97,000円未満である 世帯	6,300	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が97,000円以上120,000円未満である 世帯	11,000	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が120,000円以上140,000円未満であ る世帯	12,800	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が140,000円以上160,000円未満であ る世帯	15,700	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が160,000円以上180,000円未満であ る世帯	19,400	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が180,000円以上200,000円未満であ る世帯	21,700	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が200,000円以上220,000円未満であ る世帯	24,000	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が220,000円以上240,000円未満であ る世帯	26,400	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が240,000円以上260,000円未満であ る世帯	28,300	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が260,000円以上280,000円未満であ る世帯	30,100	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が280,000円以上300,000円未満であ る世帯	32,400	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が300,000円以上320,000円未満であ る世帯	35,200	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が320,000円以上340,000円未満であ る世帯	39,400	0
	14	△階層を 除き当年度分の区 市町村民 税が課税 となる世	42,200	0
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が360,000円以上380,000円未満であ る世帯	45,000	0

D	<u>1 6</u>	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>47,300</u>	<u>0</u>
	<u>1 7</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>49,700</u>	<u>0</u>
	<u>1 8</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>52,400</u>	<u>0</u>
	<u>1 9</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>55,300</u>	<u>0</u>
	<u>2 0</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>58,000</u>	<u>0</u>
	<u>2 1</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>60,800</u>	<u>0</u>
	<u>2 2</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>63,600</u>	<u>0</u>
	<u>2 3</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>66,400</u>	<u>0</u>
	<u>2 4</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>69,300</u>	<u>0</u>
	<u>2 5</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>72,000</u>	<u>0</u>
	<u>2 6</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>74,900</u>	<u>0</u>
	<u>2 7</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>76,700</u>	<u>0</u>
	<u>2 8</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>78,600</u>	<u>0</u>
	<u>2 9</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>80,500</u>	<u>0</u>
	<u>3 0</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>82,300</u>	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第1 延長保育料（第7条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の 階層区分		利 用 区 分			
		午前7時15分から 午後7時15分まで		午後7時15分から 午後10時まで	
階層 区分	定 義	1時間当たり (子ども単位)	1月当たりの上限 (子ども単位)	1時間当たり (子ども単位)	1月当たりの上限 (子ども単位)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯及び当年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円	200円	2,000円
B	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）及び所得割課税額が200,000円未満である世帯	200円	2,000円	400円	4,000円
C	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上である世帯	400円	4,000円	600円	6,000円

備考

- 1 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 2 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。
- 3 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 4 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 5 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第3 延長保育料（第7条関係）

階層区分	利 用 区 分			
	午前7時15分から 午後7時15分まで		午後7時15分から 午後10時まで	
	1時間当たり (子ども単位)	1月当たりの上限 (子ども単位)	1時間当たり (子ども単位)	1月当たりの上限 (子ども単位)
A階層及び B階層に属 する世帯	0円	0円	200円	2,000円
C階層及び D1階層か らD6階層 までの階層 に属する世 帯	200円	2,000円	400円	4,000円
D7階層か らD30階 層までの階 層に属する 世帯	400円	4,000円	600円	6,000円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。

港区保育の実施に関する条例新旧対照表（第二条関係）	
改正案	現行
（前略） （基本保育料） 第三条 前条による保育の実施に要する費用は、無料とする。 （中略） 第四条 削除	（前略） （基本保育料の徴収） 第三条 区長は、前条による保育の実施を行つたときは、当該児童の扶養義務者から、保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める費用（以下「基本保育料」という。）の額を徴収する。 （中略） （基本保育料の額の決定） 第四条 第三条の規定により徴収する基本保育料の額は、子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量（以下「保育必要量」という。）が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童にあつては別表第一に定める額と、一日当たり八時間までの区分に該当する児童にあつては別表第二に定める額とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童に係る基本保育料は、無料とする。 一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定

(延長保育の実施)

第四条の二 (略)

2 延長保育を実施する時間は、子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量(以下「保育必要量」という。)が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童にあつては午後六時十五分から午後十時までと、一日当たり八時間までの区分に該当する児童にあつては午前七時十五分から午前九時まで及び午後五時から午後十時までとする。

3 (略)

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表に定める額を延長保育料として徴収する。

(中略)

する特定被監護者等をいう。)のうち最年長者以外の全ての保育の実施に係る児童

二 当年度分(四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。)が七万七千百一円未満である生計を一にするひとり親世帯等(世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十二各号に掲げる者である世帯をいう。)に属する全ての保育の実施に係る児童(前号に該当する場合を除く。)

(延長保育の実施)

第四条の二 (略)

2 延長保育を実施する時間は、保育必要量が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童にあつては午後六時十五分から午後十時までと、一日当たり八時間までの区分に該当する児童にあつては午前七時十五分から午前九時まで及び午後五時から午後十時までとする。

3 (略)

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第三に定める額を延長保育料として徴収する。

(中略)

(基本保育料の額の通知)

第五条 削除

(納期限)

第六条 扶養義務者又は保護者は、第四条の二及び第四条の三の規定により決定された延長保育料及び一時保育料（以下「延長保育料等」という。）を指定された納期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第七条 (略)

2 (略)

3 区長は、第一項の規定による督促を受けた者が、指定期限までにこの督促の金額を納付しないときは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条第六項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(延長保育料等の減額)

第八条 区長は、延長保育料等の納付につき、特に必要があると認めるときは、当該延長保育料等の一部又は全部を減額することができる。

(中略)

第五条 区長は、第四条の規定により徴収する基本保育料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、扶養義務者又は保護者に通知しなければならない。

(納期限)

第六条 扶養義務者又は保護者は、第四条から第四条の三までの規定により決定された基本保育料、延長保育料及び一時保育料（以下「基本保育料等」という。）を指定された納期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第七条 (略)

2 (略)

3 区長は、第一項の規定による督促を受けた者が、指定期限までにこの督促の金額を納付しないときは、法第五十六条第七項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(基本保育料等の減額)

第八条 区長は、基本保育料等の納付につき、特に必要があると認めるときは、当該基本保育料等の一部又は全部を減額することができる。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表 (別紙のとおり) 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。 (港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置) 2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第六条第三項及び第十三条の規定は、令和七年九月分以後の改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育の実施に要する費用(以下この項において「基本保育料」という。)から適用し、同年八月分までの基本保育料については、なお従前の例による。 (港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第三条、第六条及び第八条の規定は、令和七年九月分以後の改正後の条例第三条に規定する費用(以下この項において「基本保育料」という。)から適用し、同年八月分までの基本保育料については、なお従前の例による。	
別表第二 (別紙のとおり) 別表第三 (別紙のとおり)	

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）	
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1 当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,200	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,700	0
	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	6,500	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	11,200	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	13,100	0
	4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	16,000	0
	5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	19,800	0
	6 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	22,100	0
	7 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	24,500	0
	8 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	26,900	0
	9 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,800	0
	10 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	30,700	0
	11 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	33,000	0
	12 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	35,900	0
	13 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	40,100	0
	14 A階層を除き当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	43,000	0

D	<u>1 5</u>	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>45,800</u>	<u>0</u>
	<u>1 6</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>48,200</u>	<u>0</u>
	<u>1 7</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>50,600</u>	<u>0</u>
	<u>1 8</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>53,400</u>	<u>0</u>
	<u>1 9</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>56,300</u>	<u>0</u>
	<u>2 0</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>59,100</u>	<u>0</u>
	<u>2 1</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>61,900</u>	<u>0</u>
	<u>2 2</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>64,800</u>	<u>0</u>
	<u>2 3</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>67,600</u>	<u>0</u>
	<u>2 4</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>70,500</u>	<u>0</u>
	<u>2 5</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>73,300</u>	<u>0</u>
	<u>2 6</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>76,200</u>	<u>0</u>
	<u>2 7</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>78,100</u>	<u>0</u>
	<u>2 8</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>80,000</u>	<u>0</u>
	<u>2 9</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>81,900</u>	<u>0</u>
	<u>3 0</u>		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>83,800</u>	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収月額（児童単位）	
階層区分	定 義		3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による支援給付を受けている者の属 する世帯		0	0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割の みの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,700	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円未満である世帯	2,100	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円以上50,000円未満である世 帯	2,600	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が50,000円以上97,000円未満である 世帯	6,300	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が97,000円以上120,000円未満である 世帯	11,000	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が120,000円以上140,000円未満であ る世帯	12,800	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が140,000円以上160,000円未満であ る世帯	15,700	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が160,000円以上180,000円未満であ る世帯	19,400	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が180,000円以上200,000円未満であ る世帯	21,700	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が200,000円以上220,000円未満であ る世帯	24,000	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が220,000円以上240,000円未満であ る世帯	26,400	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が240,000円以上260,000円未満であ る世帯	28,300	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が260,000円以上280,000円未満であ る世帯	30,100	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が280,000円以上300,000円未満であ る世帯	32,400	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が300,000円以上320,000円未満であ る世帯	35,200	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が320,000円以上340,000円未満であ る世帯	39,400	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が340,000円以上360,000円未満であ る世帯	42,200	0
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が360,000円以上380,000円未満であ る世帯	45,000	0

D	<u>1 6</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>47,300</u>	<u>0</u>
	<u>1 7</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>49,700</u>	<u>0</u>
	<u>1 8</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>52,400</u>	<u>0</u>
	<u>1 9</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>55,300</u>	<u>0</u>
	<u>2 0</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>58,000</u>	<u>0</u>
	<u>2 1</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>60,800</u>	<u>0</u>
	<u>2 2</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>63,600</u>	<u>0</u>
	<u>2 3</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>66,400</u>	<u>0</u>
	<u>2 4</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>69,300</u>	<u>0</u>
	<u>2 5</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>72,000</u>	<u>0</u>
	<u>2 6</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>74,900</u>	<u>0</u>
	<u>2 7</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>76,700</u>	<u>0</u>
	<u>2 8</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>78,600</u>	<u>0</u>
	<u>2 9</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>80,500</u>	<u>0</u>
	<u>3 0</u>	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>82,300</u>	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表 延長保育料（第4条の2関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利 用 区 分			
		午前7時15分から 午後7時15分まで		午後7時15分から 午後10時まで	
階層 区分	定 義	1時間当たり (児童単位)	1月当たりの上限 (児童単位)	1時間当たり (児童単位)	1月当たりの上限 (児童単位)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯及び当年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円	200円	2,000円
B	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）及び所得割課税額が200,000円未満である世帯	200円	2,000円	400円	4,000円
C	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上である世帯	400円	4,000円	600円	6,000円

備考

- 1 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 2 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。
- 3 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 4 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 5 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第3 延長保育料（第4条の2関係）

階層区分	利 用 区 分			
	午前7時15分から 午後7時15分まで		午後7時15分から 午後10時まで	
	1時間当たり (児童単位)	1月当たりの上限 (児童単位)	1時間当たり (児童単位)	1月当たりの上限 (児童単位)
A階層及び B階層に属 する世帯	0円	0円	200円	2,000円
C階層及び D1階層か らD6階層 までの階層 に属する世 帯	200円	2,000円	400円	4,000円
D7階層か らD30階 層までの階 層に属する 世帯	400円	4,000円	600円	6,000円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。